



平成 26 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 三菱重工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 宮永 俊一  
(コード番号 7011)  
上 場 取 引 所 東 名 福 札  
問 合 せ 責 任 者 グループ戦略推進室  
広 報 部 長 齊 藤 啓 介  
(TEL03-6716-3111)

### (開示事項の経過) 当社に対する仲裁申立に関するお知らせ

平成 25 年 10 月 17 日付「当社に対する仲裁申立に関するお知らせ」にて、米国サザンカリフォルニアエジソン社（以下「SCE」といいます）サンオノフレ原子力発電所（San Onofre Nuclear Generating Station、以下「SONGS」といいます）の取替用蒸気発生器（Replacement Steam Generator）供給契約（以下「本件契約」といいます）上の紛争解決手続きに基づく SCE と Edison Material Supply, LLC（以下「EMS」といいます）（注 1）からの当社と Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.（以下「MNES」といいます）（注 2）に対する国際商業会議所（International Chamber of Commerce、以下「ICC」といいます）への仲裁申立（以下「本件仲裁」といいます）についてお知らせしました。

その後、平成 26 年 5 月 19 日に、SONGS の共同所有者である San Diego Gas & Electric（以下「SDG&E」といいます）と、City of Riverside（以下「COR」といいます）（注 3）の本件仲裁への参加についてお知らせしておりますが、平成 26 年 6 月 16 日、ICC が両社の仲裁手続きへの参加を正式に承認したことを受け、平成 26 年 7 月 18 日（米国時間）、SDG&E と COR が ICC に対しそれぞれ仲裁申立書を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. ICC による SDG&E 及び COR の仲裁参加承認日

平成 26 年 6 月 16 日

※SDG&E 及び COR は、本件仲裁において SCE 及び EMS との共同申立人との位置づけで参加する。

#### 2. SDG&E 及び COR の仲裁への参加の経緯および請求内容

##### (1) 仲裁への参加の経緯

平成 26 年 5 月 19 日にお知らせしたとおり、平成 25 年 7 月 18 日、SONGS の共同所有者である SDG&E と COR が当社、MNES 及び Mitsubishi Heavy Industries America, Inc.（注 4）に対し提起した訴訟について、平成 26 年 3 月 14 日、カリフ

オルニア連邦地裁が当社らの申立を認め、訴訟停止及び本件契約に基づく、SDG&E と COR の仲裁への参加を決定したことを踏まえ、平成 26 年 5 月 16 日、当社、MNES、SCE、EMS、SDG&E 及び COR は ICC に対し共同で、SDG&E と COR の仲裁参加を要請する申立をし、平成 26 年 6 月 16 日、ICC は両社の仲裁参加を承認しました。それを受けて、SDG&E と COR は、今般、SCE と EMS の主張事実と賠償請求を同様に主張する趣旨の仲裁申立書をそれぞれ ICC に提出しました。

## (2) 請求内容

SDG&E と COR は、本件契約に関連する一切の事項について SCE を通じて関与しており、事実について SCE の主張をそのまま採用しております。SDG&E は、これに加え、同社独自の主張として、当社に対する保証義務違反、不法行為責任等の請求をしております。

## 3. 請求額

SDG&E と COR は、それぞれの仲裁申立書において、SCE 及び EMS とともに共同申立人として 40 億ドル(約 4,000 億円)以上を請求すると主張しておりますが、SCE、EMS、SDG&E 及び COR の請求総額を増額するかどうか(増額とした場合はその金額)については明らかにしておりません。

## 4. 今後の見通し

既にお知らせしたとおり、SCE を含む各社の請求は、交渉の経緯、契約履行の事実を正確に反映していない不適切な内容であり、根拠のないものです。当社は、今回新たに仲裁の当事者として参画した SDG&E と COR を加えた 4 社に対し、今後の仲裁手続きを通じて、関連する事実、並びに根拠となる法令を正確に説明することによって相手方当事者の主張および要求が不当であることを主張してまいります。また、当社は SCE の不適切な SONGS 再稼働や補修・取替に対する対応に伴い、損害を被っており、同仲裁手続き内で反対請求をしてまいります。

SCE が米国証券取引委員会に提出したレポートに記載されているとおり、契約上の当社の責任上限は約 1 億 3,700 万米ドルであり、代替燃料コストを含め間接損害は排除されていません。前述の契約上の責任上限及び当社が契約を適切に履行してきたこと等を踏まえ、現時点で当社業績への影響はないと考えております。

本件に関して今後新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

注1. Edison Material Supply LLC は、SCE の 100%子会社です。

注2. Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.は、当社の 100%子会社であり当社原子力事業の米国拠点です。

注3. SONGS は、SCE が 78.2%、San Diego Gas & Electric Company が 20%、City of

Riverside が 1.8%の比率で共同所有しております。

注4. Mitsubishi Heavy Industries America Inc. は、当社の 100%子会社です。

以 上